

# 計量制度見直し説明会詳説(1)

## 10月12日、さいたま新都心合同庁舎1号館 見直し案のポイント、主な質疑応答

経済産業省が主催する計量制度見直しに関する関東ブロックの説明会が10月12日午後、埼玉県さいたま市のさいたま新都心合同庁舎1号館で開かれた。計量法の動向を見守るよう、会場には関係者が多数詰めかけた。

同省の吉田雅彦知的基盤課長と、計量行政室から担当者が出席した。参加者に、今年5月にまとめられた計量制度検討小委員会報告書が配布された。吉田課長は、報告書案に沿って適宜補足をしながら、見直しのポイントを説明した。項目ごとに区切って質疑応答を受け付けた。

単位系(SI)への切り替えを進めている。1999年の国際度量衡総会で、SIに採択された触媒活性の単位(カタール)が今も計量法の法定計量単位として取り入れられていないことを踏まえ、SIを速やかに反映させる仕組みに見直す。そこで、改正手続きに時間のかかる法律ではなく、政令または省令レベルで追加することも検討にのぼっている。

非法定計量単位の使用禁止は従来どおり。メートル法を維持する。しかし、文化的、民俗学的見地から、非法定計量単位である尺貫法の使用を求める声も根強い。計量法の範囲外となる尺貫法の使用について、ガイドラ

ン方式から、イギリスやドイツで行われている、複数機関による方式へと方向転換する。計量標準整備は2010年までの10年に5000種類を目標に行われており、現在やや前倒し気味で進行している。しかし、臨床検査や食品、バイオサイエンスと、計量標準の需要が急速に広がっており、これらをどうやって整備するかが大きな課題となっている。そこで、需要を把握する場を設ける。具体的には、産総研に置かれ、他府省や関連研究機関が参加している国際計量研究連絡委員会(国計連)を利用する。すでに実績もあり、国計連の臨床分野分科会で

## 主な意見、質疑応答

【計量標準】  
問：標準物質は5万種類といわれるが、新たな指定計量標準制度で力バードできる標準物質はどれくらいの割合を占めるか。  
答：他国の国家計量機関で供給される標準物質については問題ないが、産業界などで使われる、暫定的な最高位標準物質を指定するには、時間がかかる。すべての標準物質をカバーするのは無理であることから、ニーズの差し

【検定・検査】  
問：検討中の事項であるが、規制対象から除外する計量器の例に挙がっている手動天秤、等比皿手動はかり、びん、等比皿手動はかり、分銅は、今も使用実態がある。デジタルが対象である。アナログが対象外というのであれば、使用者負担に影響が出る。検討の際には綿密なアンケートや実

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：計量法の事務が国の機関委任事務から地方自治事務に移管されたが、交付税はあるのか。  
答：地方自治事務は、自治体の裁量に任ざれており、全体予算からやりくりすることになっている。補助金は出さない。問：定期検査手数料が安いといわれるが、義務を課しており、強制的に負担が生じるものである。報告書案は計量行政について、地方の裁量に任ずるとしておきながら、自治体間の手数料の格差、組織上の問題などに触れている。国が必要最小限の計量行政を謳っているが、裏返せば、頑張っている

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。



【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

【検定・検査】  
問：バックマン温度計及びボンベ型熱量計は、技術的知見を有しているもの同士が使うことから、除外の方向が示されているが、計量法の規制対象となっていないからこそ、計量証明検査の制度が担保できていると考える。そのあたりも考慮されているのか。  
答：意見として承る。

は、メタボリック症候群検査に使う標準物質が開発・選定されている。指定計量標準制度を導入する。他国の計量標準



や、SITレーサブルではないが、国内の学界、業界内でもっともすぐれ

た物質を暫定的に計量標準とみなす。その際は、指定の基準を明らかにすること、指定計量標準を指定した後も、国家計量標準の開発は着実に進めることを念頭に置く、と報告書案の文面から、小委員会での委員の発言部分を強調した。

【監視に回る計量行政】  
計量器の規制に言及すると吉田課長は、閣議決定の「規制改革・民間開放推進3カ年計画」を持ち出した。行政の関与を必要最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする、政府全体の方針であり、計量法もこの流れに沿って見直しを進めているとした。人手

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

で、今年6月に受付を締め切ったパブリックコメントの結果がまだ公表されていないことへの問いが挙がった。これに対し、計量法は多くの人が関わる制度であると考え、見直し説明会で受けた意見や質問もパブリックコメントと同じようにとらえている、と答えた。

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

【今後の動き】  
全体を通しての質問

最新ニュースが満載  
計量法見直し情報はコチラ  
http://www.keirou-kei.soku.co.jp/hou-kaisei/005/houkaisei-top.htm